

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県競技力向上対策本部規約の
改正部分の新旧対照表

新	旧
<p>第5章 事務局 (事務局) 第16条対策本部の事務を処理するため、佐賀県文化・スポーツ交流局スポーツ課内に事務局を置く。</p> <p>附則 1 この規約は、平成28年2月1日から施行する。</p> <p>2 <u>平成28年7月11日一部改正。</u> <u>この改正は、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第5章 事務局 (事務局) 第16条対策本部の事務を処理するため、佐賀県文化・スポーツ部スポーツ課内に事務局を置く。</p> <p>附則 1 この規約は、平成28年2月1日から施行する。</p>

- 1 改正理由
 - 平成28年度佐賀県の組織改編に伴い、組織の名称が変更となったため、対策本部規約の一部改正を行う。
- 2 改正内容
 - 第16条の組織名称を変更する。
 - 附則2を追記する。